

答 申 書

事件番号令和7年度第1号
答申日令和7年12月2日
山形県行政不服審査会

第1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和7年1月6日に提起した処分庁（○○市長）による児童手当認定請求却下処分（令和6年12月26日付け児童手当認定請求却下通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

第2 事案の概要等

本件は、処分庁が令和6年12月26日付け○○号による児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づいて行った本件処分に対し、令和7年1月6日に審査請求人が児童手当の受給に際して障害児入所施設に入所している第二子に係る加算が受けられないことは不当である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め

（1）児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条第1項は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と規定し、同項第1号は、「施設入所等児童以外の児童（以下『支給要件児童』という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において『父母等』という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの」と規定している。

なお、法第3条第1項は、「この法律において『児童』とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。」と規定している。また、同条第3項は、「この法律において『施設入所等児童』とは、次に掲げる児童をいう。」と規定し、同項第3号において、「児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下『母子生活支援施設』という。）に入所し、同法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所

措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下『障害児入所施設』という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下『乳児院等』という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、当該母子生活支援施設に入所しているものにあつては児童のみで構成する世帯に属しているものに限る。）」と規定している。

(2) 法第6条第1項は、「児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」と規定し、同項第1号は、個人受給資格者の児童手当について、「次の表の第三子以降算定額算定対象者及び支給対象児童の人数の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ支給額の欄に掲げる額」と規定している。

なお、同条第2項第1号は、「個人受給資格者」について、「次条第1項に規定する一般受給資格者（第6号において『一般受給資格者』という。）のうち、法人受給資格者以外のものをいう。」と規定し、同項第2号は、「第三子以降算定額算定対象者」について、「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（児童及び延長者等（児童福祉法第31条第4項に規定する延長者及び類するものとして内閣府令で定めるものをいい、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者に限る。）のうち、個人受給資格者によって監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者として内閣府令で定めるものであつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。）と規定し、同項第3号は、「支給対象児童」について、「次条第1項の認定に係る支給要件児童をいう。」と規定している。

(3) 法第7条第1項は、「児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第1号第3号までにかかる者に係るものに限る。以下『一般受給資格者』という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。）の認定を受けなければならない。」と規定している。

(4) 法第9条第1項は、「児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。」と規定している。

(5) 規則第10条は、「市町村長は、児童手当の受給資格及びその額についての認定その他児童手当の支給に関する処分を行つたときは、文書で、その内容を請求者又は一般受給者若しくは施設等受給者に通知しなければならない。」と規定している。

2 処分の内容及び理由

処分庁は、審査請求人から提出のあった児童手当認定請求書を審査した結果、審査請求人が既に児童手当を受給しており、法第7条第1項の規定に基づき、支給要件に該当しないことから、当該請求を却下する本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和7年1月6日、審査請求人から審査請求書が提出された。

令和7年2月6日、審理員が指名された。

令和7年3月7日、処分庁より弁明書が提出された。

令和7年4月1日、審理員が変更された。

令和7年10月17日、審理員より審理員意見書が提出された。

令和7年11月4日、当審査会において審議を行った。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由から、本件処分の取消しを求める。

ア 第二子〇〇は、平成23年に障害の程度Bとの判定を受けており、他に支援学校に通いながら第二子と家族が受けられるサービスがなかったため、家族の生活を守るため契約により〇〇〇〇に入所したものである。よって、「〇〇様が第一子、〇〇様が第二子となります」との処分は不当である。

イ 児童手当の加算対象について、児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）に関しては、「監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者」が第三子以降算定額算定対象者に該当することに対し、高校生までの兄弟の場合は「児童手当を受給していること」が要件であることは、制度の瑕疵である。そもそも高校生の監護には、児童個人の能力や家庭環境により、大きく違いがある。よって、「〇〇様が第三子カウントの対象となるには、〇〇様の児童手当の受給者が〇〇様でなければなりません」との処分は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

以下の認定した事実から、審査請求人に対して本件処分を行ったものであり、違法又は不当な点はない。

ア 〇〇市児童手当受給者台帳の登録内容より、審査請求人は認定請求書提出時点において、〇〇市より児童手当を受給している事実が認められることから、法第7条第1項に規定する「支給を受けようとするとき」に該当しない。

イ 同台帳の登録内容より、審査請求人には、施設入所により支給要件児童でなくなった児童がいる事実及び当該児童が継続して当該施設に入所している事実が認められる。施設入所している児童に係る児童手当について当該施設の設置者が受

給資格者である事実は、法第6条第2項第2号に規定する「第三子以降算定額算定対象者」に該当しない。

第5 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理段階における論点整理

- (1) 本件処分の理由である「審査請求人が既に児童手当を受給している」ことに関しては、審査請求人も争っていない。

一方で、処分庁から本件処分に関する通知と併せて送付された事務連絡内の補足事項として、審査請求人が児童手当の増額時に申請する「額改定認定請求書」を提出した場合、審査請求人の第二子は加算対象とならない旨が附記されており、これは実質的に額改定認定請求の却下という意図が含まれるものと解される。

- (2) 審査請求人の主張は、第二子が児童手当法上の支給対象児童に該当しないこと及び児童手当の加算の取扱いに関して争う趣旨であると解されることから、審査請求人の第二子が児童手当の支給対象児童に該当するか否かについて、判断する必要がある。

3 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人の第二子については、山形県立〇〇〇〇に入所している。同施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく福祉型障害児入所施設に位置付けられているため、当該子は、法第3条第3項第3号の規定する「施設等入所児童」に該当する。

法第4条第1項第1号の規定により、個人受給資格者に対する児童手当は、施設入所児童以外の児童（支給要件児童）を監護する父又は母に支給されることから、審査請求人には当該子以外の児童に係る児童手当が支給される。また、当該子は法第7条第1項に規定する支給要件児童でないことから、法第6条第2項第3号に規定する「支給対象児童」に該当しない。

- (2) 個人受給資格者の児童手当の額は、法第6条第1項第1号の規定により、支給対象児童等の人数により算出されるところ、以上のとおり、審査請求人の第二子が支給対象児童に該当しないため、当該子に係る額の加算は認められず、法第9条第1項に規定する「児童手当の額が増額することとなるに至った場合」に該当しない。

したがって、審査請求人の本件認定請求は、額改定認定請求として申請した場合であっても、非該当であると認められる。

- (3) 以上より、本件処分は、法令等の規定に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

第6 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の判断の要旨

本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68条）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 考え方及びその理由

審理員意見書と同旨である。

第7 審査会の判断

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名及び審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項及び第2項、第29条第1項、第2項及び第5項等の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

2 論点整理

審査請求人の本件処分に係る児童手当認定請求について、法第7条第1項の規定に基づき児童手当の認定を受けることができるか判断する必要がある。

3 論点に対する判断

(1) 審査請求人は、令和6年11月22日付けで処分庁である〇〇市に児童手当認定請求書を提出しているところ、同市児童手当受給者台帳の登録内容より、当該認定請求書提出時点において、同市より児童手当を受給している事実が認められる。

よって、法第7条第1項に規定する「支給を受けようとするとき」に該当しないため、児童手当の認定を受けることができない。

(2) 以上より、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁は、規則第10条に基づいて、認定請求を却下したことについて児童手当認定請求却下通知書により審査請求人に交付しており、手続上も違法な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

第8 付言

本件処分は児童手当認定請求却下処分であるところ、審査請求人は概ね、山形県立〇〇〇〇に入所している第二子について、入所に伴う経費の支払いや施設への訪問、治療に伴う通院等を支援していることから、児童手当法上の加算対象とならない処分が不当である旨を主張している。

当該施設は、山形県立児童福祉施設設置条例（昭和39年3月県条例第16号）第1条の規定により、児童福祉法第42条第1項に規定する福祉型障害児入所施設であるこ

とから、当該子は法第3条第3項第3号に規定する施設入所等児童に該当すると認められる。

法第6条第1項第1号の規定により、個人受給資格者の児童手当の支給額は、第三子以降算定額算定対象者及び支給対象児童の人数により決定されるところ、第三子以降算定額算定対象者は法第3条第1項に規定する児童を含まないため、施設入所等児童は第三子以降算定額算定対象者に当たらない。また、法第4条第1項第1号の規定により、施設入所等児童は「支給要件児童」に該当しないため、法第6条第2項第3号の規定により、法第7条第1項の認定に係る支給要件児童である支給対象児童にも該当しない。

以上より、施設入所等児童である審査請求人の第二子は、第三子以降算定額算定対象者及び支給対象児童のいずれにも該当しないため、個人受給資格者である審査請求人の児童手当の支給額の算定に影響しないものと認められる。

以上、付言する。

山形県行政不服審査会

水上 進 (会長)

神澤 真佑佳

熊谷 美喜子

中沢 秀夫

向田 敏